

新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム
(第2回)のヒアリングにおいて説明を求める事項

(1) 提出されたニーズを包含する技術・サービスの概略について

- ・ 提出されたニーズを包含する技術・サービスの概要
- ・ 社会が享受する利益、利便性がどう向上するのか等について
- ・ 現在の動向や今後の技術・サービスの進展の見通し
- ・ 諸外国におけるビジネスについての例

(2) 提出されたニーズの内容

ア 例示された各サービスと著作権の関係

- ・ 各サービスの性格（社会的意義、公益性の有無を含む）
- ・ 各サービスの内容

（利用が想定される著作物の種類、分量、利用態様（物理的に複製する主体は誰か、表現を享受する利用がなされるか否か、する場合は誰がどの程度享受するのかなど））

- ・ 各サービスについて現行法では対応が困難であるとする理由

イ 抽象的なニーズにおける類型・外延と著作権との関係

(3) 提出されたニーズについて権利制限規定の対象とすることの正当化根拠

- ・ (2) ア、イに示されたそれぞれのサービスや類型に照らして、権利者の利益を不当に害さない場合として、どのような正当化根拠が妥当すると考えられるか